

諮問庁：厚生労働大臣

理 由 説 明 書

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、開示請求者として、令和7年10月11日付けで、厚生労働大臣（以下「原処分庁」という。）に対して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、以下の行政文書について開示請求をした。

【行政文書の項目】

「令和6年9月18日前後に厚生労働省が開催した紅麹関連会議（有識者会議・ワーキンググループ等）において、プベルル酸を毒性物質と判断した、またはその可能性を検討した際の以下の行政文書一式について、開示を請求します。

1. 当該判断・検討に関与した職員、部署、外部専門家の氏名および役職が記載された文書
 2. プベルル酸を毒性物質とみなす根拠を示した内部検討資料、または外部提供資料
 3. 判断または検討の結果を踏まえて作成された報告書、メモ、議事録、メール、または同等の記録
- (2) これに対して、原処分庁は、令和7年11月12日付け厚生労働省発健生1112第1号により不開示決定（以下「原処分」という。）をしたところ、請求人は、これを不服として、令和8年1月5日付け（同月6日受付）で本件審査請求をした。

なお、審査請求書には文書番号が記載されていないが、同月26日に受理した補正書の記載内容及び行政文書不開示決定通知書の添付資料から、令和7年11月12日付け厚生労働省発健生1112第1号の「行政文書不開示決定通知書」に係る審査請求と判断した。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求は、「令和6年9月18日前後に厚生労働省が開催した紅麹

関連会議（有識者会議・ワーキンググループ等）において、プベルル酸を毒性物質と判断した、またはその可能性を検討した際の以下の行政文書一式について開示を求めるものであり、原処分庁において探索を行ったところ、「プベルル酸を毒性物質と判断した、またはその可能性を検討した」「令和6年9月18日前後に厚生労働省が開催した紅麴関連会議（有識者会議・ワーキンググループ等）」を開催した事実は確認されなかった。

なお、令和6年9月18日及び同年10月22日に食品衛生監視部会機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会紅麴関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）が開催されていたものの、これらのワーキンググループは特定会社の紅麴を使用した機能性表示食品にかかる健康被害情報への食品衛生法上の措置の要否について検討したものであり、「プベルル酸を毒性物質と判断した、またはその可能性を検討した」ものではないことから、本件開示請求の対象に当たらない。また、これらのワーキンググループの資料については、厚生労働省のホームページにおいて公開している。

(2) 対象行政文書を保有していないことについて

上記(1)のとおり、「プベルル酸を毒性物質と判断した、またはその可能性を検討した」「令和6年9月18日前後に厚生労働省が開催した紅麴関連会議（有識者会議・ワーキンググループ等）」を開催した事実は確認されなかったことから、本件開示請求で開示を求める文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

なお、本件審査請求を受けて、原処分庁において、念のため、机や書庫に保管されている紙媒体、共有フォルダに保存されている電子媒体の中から本件開示請求に該当する文書を探索したが、本件対象文書は確認できなかった。

したがって、本件開示請求については、不開示とすることが妥当である。

(3) 請求人の主張について

請求人は、審査請求書において、「本件開示決定は、実質的に行政判断の根拠を不明確にしたまま放置するものであり、不当である。よって、本件開示決定は取り消され、適切な文書の再特定および開示がなされるべきである」旨、原処分の取消しを求める主張を行っているが、上記(2)のとおり、本件開示請求で開示を求める文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことから、請求人の主張は失当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。